

大阪市危機事態対策本部設置要綱

(設 置)

第1条 大規模で社会的影響が大きい危機事態が発生し、全庁的にその対策を要すると認められる場合において、迅速かつ総合的に対策を実施するため、大阪市危機事態対策本部（以下「市危機事態本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市危機事態本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 対策の決定及び実施に関すること。
- (2) その他対策を実施するために必要なこと。

(組 織)

第3条 市危機事態本部は、本部長、副本部長、市危機管理監及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 市危機管理監は、危機管理監をもって充てる。
- 5 本部員は、大阪州市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長、大阪市委務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる組織の長、会計室長、消防局長、交通局長、水道局長、教育長、市会事務局長、行政委員会事務局長、中央卸売市場長及び24区の区長のうちから危機管理監が指名する。

(職 務)

第4条 本部長は、市危機事態本部の事務を総括し、市危機事態本部の職員を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめその定める順序により、その職務を代理する。
- 3 市危機管理監は、本部長の命を受け、市危機事態本部の事務を掌理し、市危機事態本部の職員を指揮監督する。
- 4 本部員は、本部長の命を受け、市危機事態本部の事務に従事する。なお、災害時などの緊急時に、臨時的に本部員の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各所属において定めておく。

(会 議)

第 5 条 市危機事態本部の会議は、本部長が随時招集して行う。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 3 本部員は、必要に応じて本部長に会議の開催を求めることができる。

(庶 務)

第 6 条 市危機事態本部の庶務は、事務局として危機管理室において処理する。

- 2 事務局は、必要に応じて、関係する局、室及び区に協力を求めることができる。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、市危機事態本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 2 月 16 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。